

## 台東区産業フェア2020

### 出 展 規 約

#### 1. 基本条件

- (1) 出展者は、申込書に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込書の記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、主催者が後日提出を依頼する企業概要、出展製品の紹介文、出展製品画像等の情報を指定の期日までに提出するものとし、それらの情報についてパンフレット、ホームページ等に掲載する事に同意するものとします。
- (4) 出展者は、事務局が展示会終了からおおむね1-2か月後までに実施する「出展者アンケート」を指定の期日までに必ず提出するものとします。
- (5) 出展申込について、原則として1企業・1団体につき最大2小間までとします。

#### 2. 出展料の請求

- (1) 事務局が出展申込書を受け取り、出展を決定した場合、事務局より請求書を発行させていただきます。
- (2) 出展料は1小間あたり10,000円とし、この金額が出展料の請求額となります。
- (3) 出展者は、出展料の請求額を請求書記載の期日までに、指定の口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
- (5) 支払期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申し込みを取り消させていただきますことがあります。

#### 3. 出展申込後の取消

- (1) 出展申込後の出展の取り消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 申込者の都合により、出展の取り消し又は変更があった場合には、申込者はその旨を事務局宛に書面により通知してください。  
なお、出展取り消しの際には、出展料全額に相当する金額をキャンセル料として、申し受けますので、あらかじめご了承ください。

#### 4. 小間位置の決定

- (1) 小間位置については、台東区産業フェア実行委員会にて決定し、出展者説明会にて説明いたします。(出展者説明会の日程等は別途ご案内いたします)
- (2) 展示効果の向上のために、事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがあります。
- (3) (2)により小間位置を変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する

賠償請求は行えないものとします。

#### 5. 小間の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

#### 6. 共同出展の取扱い

- (1) 2社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展者の情報等を申し込み時に事務局に通知するものとします。
- (2) 事務局に申請なく、又は、事務局に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し展示物の撤去を求めることがあります。その場合においても出展料の返却や賠償請求は行えないものとします。

#### 7. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。
- (7) 出展者は、搬入出の際に車両を使用する場合、後日事務局より送付する車両証に記載する時間内で搬入出を行うものとします。

#### 8. 展示場の使用

- (1) 実演又は他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように努めるものとします。
- (3) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行う事はできません。

- (4) 事務局は、隣接の小間の出展者から苦情が出た場合で、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権利を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会を運営するうえで問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は、企画ブース等の展示を行うために基本の小間施行を一部変更する可能性があります。出展者はその内容に同意するものとします。
- (8) 主催者は、(5)、(6) 及び (7) による制限、禁止、撤去又は変更により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 9. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について事故防止に最善の注意を払うものとしていますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。

#### 10. 損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

#### 11. 展示会の中止

- (1) 主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不相当と判断した場合又は主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合には、主催者の判断により会期を変更又は開催中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1) により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 12. 規約の遵守

出展者は、出展の申し込みをもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意したものとみなします。